

計量証明事業申請・届出必要書類等一覧

項目	根拠法令	提出書類	備考
事業の登録	計量法 第107条	1 計量証明事業登録申請書(様式) 2 事業所の所在地の略図(案内図) 3 事業所内の見取図 4 計量士登録証の写し (一般計量証明事業の場合、主任計量者試験合格証の写しでも可) 5 履歴事項全部証明書(個人の場合は住民票) * 1 6 計量証明に使用する特定計量器の検定済証等の写し 7 計量証明機器、装置及び設備等の設置場所・保管場所等の平面図 8 事業規程(案) 9 事業所のパンフレット等	
譲渡・相続 合併・分割 による地位 の承継	計量法 第114条 において 準用する 第61条 及び 第62条第2項	ア～エ共通で、登録証 及び 登録申請書記載事項変更届(様式) ア 譲渡による地位の承継 1 事業譲渡証明書(様式) 2 履歴事項全部証明書(個人の場合は住民票) * 1 イ 相続による地位の承継 1 相続証明書(様式) (相続人が2人以上の場合は、 事業承継同意証明書(様式)) 2 戸籍全部事項証明書 * 1 ウ 合併による地位の承継 1 履歴事項全部証明書 * 1 エ 分割による地位の承継 1 事業承継証明書(様式) 2 履歴事項全部証明書 * 1	1 提出部数 正本1部 * 2 2 手数料 * 3
氏名・名称の 変更		1 登録申請書記載事項変更届(様式) 2 履歴事項全部証明書(個人の場合は住民票) * 1 3 登録証	
住所の変更		1 登録申請書記載事項変更届(様式) 2 履歴事項全部証明書(個人の場合は住民票) * 1 3 登録証	1 提出部数 正本1部 * 2
事業所の所在 地の変更		1 登録申請書記載事項変更届(様式) 2 事業所の所在地の略図(案内図) 3 事業所内の見取図 4 登録証	2 手数料 * 3、4
会社の代表者 の変更	計量法 第114条 において 準用する 第62条第1項	1 登録申請書記載事項変更届(様式) 2 履歴事項全部証明書 * 1	
計量士又は 主任計量者の 変更		1 登録申請書記載事項変更届(様式) 2 計量士登録証又は主任計量者試験の合格証の写し ※ 事業規程の変更を伴う場合、事業規程変更届出書及び変更後の事業規程も提出します。	1 提出部数 正本1部 * 2
計量証明に 使用する 計量器変更		1 登録申請書記載事項変更届(様式) 2 計量証明に使用する特定計量器の検定済証等の写し ※ 事業規程の変更を伴う場合、事業規程変更届出書及び変更後の事業規程も提出します。 ※ 環境計量証明事業の場合、設備一覧表を新旧がわかるように提出します。	2 手数料 無料
事業規程の 届出	計量法 第110条	1 事業規程届出書(様式) 2 事業規程	

項目	根拠法令	提出書類	備考
事業規程の変更	計量法 第110条	1 事業規程変更届出書(様式) 2 変更後の事業規程	1 提出部数 正本1部 * 2
事業の廃止	計量法 第114条 において 準用する 第65条	1 事業廃止届(様式) 2 登録証 3 計量証明事業者報告書(様式) (廃止年度の廃止日までの実績) ※ 登録証を紛失した場合は、紛失届も提出します。(様式任意)	2 手数料 無料
登録証の再交付	計量法 第115条	1 登録証再交付申請書(様式) 2 登録証(破損や汚損等した場合) 2 登録証紛失理由書(紛失した場合、様式任意)	1 提出部数 正本1部 * 2
登記簿の謄本の交付		1 登録簿謄本交付(閲覧)請求書(様式)	2 手数料 * 3
登録簿の閲覧		1 登録簿謄本交付(閲覧)請求書(様式)	

- * 1 申請又は届出書に添付する書類のうち、履歴事項全部証明書、住民票、戸籍全部事項証明書は原本(提出前3か月以内に発行されたもの)を提出してください。
- * 2 申請又は届出受理の確認用として返却を求める場合は、副本1部を別に提出してください。
また、郵送による返却を希望する場合、返信用封筒、切手等については、申請又は届出者の負担をお願いします。
- * 3 本件手続きについては手数料が必要です。あらかじめ金額を確認の上、栃木県収入証紙にて納付をお願いします。
- * 4 住居表示変更については、無料となります。